

航空法に基づく登録訓練機関に関する省令の制定に関する  
意見公募の結果について

令和7年12月1日  
国土交通省航空局

国土交通省では、令和7年10月2日から令和7年10月31日までの期間において、航空法に基づく登録訓練機関に関する省令の制定に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、計2件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 御意見の概要及び国土交通省の考え方

番号	御意見の概要	ご意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	<p>第三条第一項と第二項について、法人にあって、法人である場合の書き振りを統一すべき。</p> <p>第三条第二項第二号の個人番号カードは、航空法条に用語の規定はなく、かつマイナンバー法を引用していないため、これは引用する形に修正すべき。</p> <p>同項第四号について、法第九十九条の三第一項第二号口の要件に適合することを証する書類とは具体的に何か。</p>	<p>第三条第一項と第二項について、「法人である場合」に統一しました。</p> <p>第三条第二項第二号について、「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)」を追加しました。</p> <p>同項第四号について、要件への適合宣誓書等を予定しています。</p>	有
	<p>同条第三項について、法では、変更後に届けることを規定していないにも関わらず、省令で追加的に変更後の届出を規定することは越権ではないか。特に、法律上、届出をした者を登録するという建て付けにも関わらず、変更した後に届出して変更登録されるというのは、法律上の建て付けを準用していない点と、第七条との関係で、行政手続き上の処理が増えている点についてよく考えていただきたい。</p>	<p>同条第三項について、登録申請の添付書類に関する事項のため、登録に関して必要な手続きの一環であり、法第99条の3により登録に関して必要な手続きは国土交通省令に委任されております。また、第七条は登録機関登録簿に記載する事項について定めており、登録申請の添付書類に関して定めておりません。</p> <p>よって、原案のままとさせていただきます。</p>	無
	<p>第四条第一項について、「法第九十九条の三第一項」と第が一つ多い。よく確認してください。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「法第九十九条の三第一項」に修正しました。</p>	有
	<p>第五条と第六条の規定の順番は逆ではないか。法第九十九条の三第二項第三号と同条第三項の順番にするべきではないか。</p>	<p>第6条は、役員の選任及び解任について定めており、登録訓練機関登録後の手続きとなります。その他登録機関の用例も鑑み、原案のままとさせていただきます。</p>	無
	<p>第十条各号の規定順がおかしい。法律に合わせるべき。</p>	<p>法第九十九条の七第二項では、「訓練事務規程には、訓練の実施方法、訓練に関する料金、修了証明書の交付の手続その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。」とあります。「その他の」とある場合前段の部分はあくまで例示</p>	無

		となりますので、改めて第十条で定めているものとなります。したがって、原案のままとさせていただきます。	
2	<p>列挙して意見をを行う。</p> <p>1. 登録訓練機関の登録に関して、法人については法人番号の提出も行わせるべきと考える。（省令3条1項1号に関する意見）</p> <p>2. 「個人番号カードの写し」の語については「個人番号カードの複写印刷物」のような記述・表現に変更すべきと考える。（※本案件・国土交通省だけでなく全ての公文書について言える事であるが。）（省令3条2項2号に関する意見）</p>	<p>その他登録機関の用例も鑑み、原案のままとさせていただきます。</p>	無